

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

関東東京国民年金 事案 14064 (事案 12137 及び 13827 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から同年 12 月までの期間、58 年 3 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 9 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 58 年 3 月から同年 6 月まで
③ 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、最初に勤めた会社から退職時に受け取った国民年金の手帳が無くなってしまったので、その手帳の記号番号を国民年金の手帳記号番号として照会したが、確認できないという回答をもらった。その後、年金相談の際に被保険者記録照会回答票から、この国民年金の手帳の記号番号が間違っていて厚生年金保険の記号番号として付番されていることが分かった。

これまでの 2 回の申立てでは記録訂正が認められなかったが、国民年金の手帳記号番号の付番ミスのために申立期間の保険料が未納となっているので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の昭和 62 年 8 月に払い出され、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録は、63 年 5 月 25 日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であることなどを理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) 及び年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 5 日付け及び 25 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から記録訂正につながる新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認 A 地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の

国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、最初に勤めた会社から退職時に受け取った年金手帳の国民年金の手帳記号番号を厚生年金保険の記号番号として付番するミスがあったと主張しているが、この番号は、最初に勤めた会社の厚生年金保険の事業所整理記号番号の一部であり、厚生年金保険の記号番号ではない。

関東東京国民年金 事案 14065 (事案 13095、13466、13705、13828 及び 13960 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月から22年1月まで

私は、これまで5回にわたり「平成21年3月に失職して間もない頃、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、4分の1の保険料の免除が承認された後、初めて送られてきた納付書により、申立期間の4分の3の保険料を一括納付したはずである。」旨申し立ててきたが、年金記録の訂正は認められなかった。しかし、委員会の判断の理由に納得できないため、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として申立期間を含む平成21年4月から22年5月までの期間の家計簿を提出しているが、当該家計簿には、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す支出記録は見当たらないこと、ii) 申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどにより、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)及び年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、24年3月28日付け、同年9月26日付け、25年5月29日付け、同年10月23日付け及び26年4月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知の「委員会の判断の理由」に納得できないとして申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から同年12月までの期間及び平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から同年12月まで
② 平成元年4月

私は、平成元年8月頃に区の出張所の窓口で国民年金保険料の未納期間を調べてもらい、未納期間のうち2年分の保険料は遡って納付することができると言われたので、その場で申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月頃に申立期間の国民年金保険料を区の出張所の窓口で納付したとしているが、申立期間①については、同年8月時点で当該期間の保険料は過年度保険料となり、過年度保険料は区で収納することができない国庫金であるため、区の出張所の窓口で納付することはできない。

また、申立期間②については、オンライン記録では、申立人は、当該期間より前の昭和63年9月12日に厚生年金保険に加入したことにより国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後に同被保険者資格を取得する手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、未加入期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から54年3月まで
私の母は、私の将来を心配して、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人が20歳になった昭和44年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間後の54年11月に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、母親は保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までの国民年金の加入キャンペーン期間中に、母に勧められ A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料として約 4 万 2,000 円を 3 回に分けて納付した。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までの間（当該期間は第 2 回特例納付の実施期間）に A 区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人には 2 つの国民年金手帳記号番号が払い出されており、最初の手帳記号番号は、申立人が 49 年頃に同区へ転居する前に居住していたとする B 市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得の届出日から第 2 回特例納付実施後の 51 年 11 月に払い出されたと推認でき、当該払出時期より前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、上記名簿によれば、申立人は、昭和 52 年 4 月に B 市から A 区へ転居しており、加入手続を行ったとする時期には B 市に居住していたと考えられ、また、申立人の 2 つ目の手帳記号番号は A 区で払い出されているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、その払出時期は、加入手続を行ったとする時期より後の 53 年 3 月である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間、52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 7 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から当時婚姻していた夫が 60 歳になるまで夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。前回は確定申告書を提出した一部期間しか記録訂正が認められず納得できなかったが、諦めかけていたときに年金事務所からもう一度記録を確認するにはがきが届いたので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、1 回目の申立てでは、今回の申立期間①、②及び③に加え昭和 61 年 1 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたとして、年金記録を訂正するよう申し立てている。しかし、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であり、申立人が保険料を納付したとする当時婚姻していた申立人の夫も、申立期間の大部分の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会(当時。以下「A 委員会」という。)の決定に基づき平成 21 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人から再度記録訂正の申立てが行われ、その際、夫婦二人分の保険料におおむね一致する金額が記載された昭和 62 年分の確定申告書が提出されたことなどから、61 年 1 月から 62 年 2 月までの年金記録を訂正する必要があると認められた。しかし、申立期間①、②及び③については、当該確定申告書には当該期間の保険料納付を示す記載は無く、そのほかに A 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当た

らないとして、平成22年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の3回目の申立てに当たっても、A委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 56 年に A として独立したので、57 年 2 月に税務署の確定申告相談に行った。そのときに、国民年金保険料は所得控除の対象になるから納付した方が良いと教えられたので、すぐに区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は、国民年金に加入するまでの 2 年分を遡って金融機関で一括納付し、加入後の保険料は出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 2 月頃に国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者資格取得の処理日から、62 年 8 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

A 事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所は、昭和 53 年 4 月 1 日に開所したが、私はその前の 3 月初旬から 5 月中旬くらいまで勤務し、退職時に健康保険被保険者証を返却したと記憶している。

厚生年金保険の加入手続は昭和 53 年 5 月に遅れて行われたとのことだが、本来は開所当初の同年 4 月 1 日から加入させるべきであり納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された労働者名簿及び同事業所の現在の事業主の回答により、申立人は昭和 53 年 4 月 1 日から同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同事業所が開設された昭和 53 年 4 月 1 日の 1 か月後の同年 5 月 1 日であることが確認でき、上記事業主は、厚生年金保険の加入手続が遅れた旨回答している。

また、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 53 年 5 月 1 日に資格取得した者の「健保証の番号」に欠番は無い上、厚生年金保険記号番号払出簿によると、当該資格取得に伴い、新たに年金手帳記号番号を同年 5 月 16 日に払い出された者が 8 人確認できるところ、これらの従業員に照会し、4 人から回答を得たが、いずれも同年 4 月 1 日に勤務を開始し、同年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入したと回答している。

さらに、A 事業所の現在の事業主は、申立人に係る昭和 53 年 4 月分及び 5 月分の厚生年金保険料は控除していないと回答している上、前述の 4 人の従業員のうちの 1 人から保険料控除について回答があったが、保険料の控除は同年 5 月分から始まったとしているものの、当該従業員は当時の給与明細書を所有しておらず、申立人の申立期間にお

ける保険料が給与から控除されていたかについて確認又は推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではない。

また、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所（当時）に納付したことが明らかでない場合である。